

(部会検討案)

都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの
充実に向けた考え方(中間のまとめ)

平成17年9月

食品安全審議会検討部会

目 次

はじめに	P.1
第1 リスクコミュニケーションの必要性	
1 食品の安全確保対策の現状	P.2
2 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性	P.2
3 わが国におけるリスクコミュニケーションの現状	P.3
第2 自治体の役割	
1 リスクコミュニケーションにおける自治体の役割	P.4
2 都が果たすべき役割	P.4
第3 都におけるリスクコミュニケーションの現状と方向性	
1 都におけるリスクコミュニケーションの取組の現状	P.5
2 都の地域特性	P.6
3 都におけるリスクコミュニケーションの方向性	P.6
第4 都のリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方	
1 生産から消費に至る各段階でのリスクコミュニケーションの推進にむけて	P.7
2 様々な主体による取組との連携にむけて	P.8
3 関係者の理解を深める方法・技術の向上にむけて	P.8
第5 関係者の役割	
1 事業者	P.12
2 都 民	P.12

はじめに

食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、すべての利害関係者とともに情報や意見を交換し、社会全体として情報を共有して食品のリスクを制御、削減していこうという考え方であり、リスクを制御しやすく、かつ食品の安全・安心が確保された社会を実現するうえにおいて不可欠な要因である。

東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)は、平成17年6月28日、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」について知事から諮問された。

これを受け、審議会では、諮問事項の効率的・専門的な見地から検討を行うため、検討部会での検討を決定した。

当検討部会においては、都が実施しているリスクコミュニケーションの現状を踏まえ、都の地域特性を考慮しながら、リスクコミュニケーションの視点や今後の充実に向けての考え方について3回にわたり検討を行った。

本報告は、当部会において、今後都が食品の安全行政を進めるうえでリスクコミュニケーションの充実する際に考慮すべき事項を整理し、「中間のまとめ」としたものである。

今後、本中間のまとめを審議会へ報告するとともに、都民・事業者など関係者から広く意見を聞きながら、更に検討を進めていく必要がある。

第1 リスクコミュニケーションの必要性

1 食品の安全確保対策の現状

これまでの食品の安全対策は、何か事故が起きてから、二度とそのようなことが起きないように対策を講じることが中心で、多くの場合、安全か危険か、あるいは、基準値以下か否かという2分法で物事を判断。

一方、現在では、食品の安全性について単にシロ・クロで判断するのではなく、食品の安全に絶対はないということを前提に、そのものが健康に及ぼす悪影響の程度や性質、悪影響を及ぼす量を予測し(リスク評価) その結果をもとに悪影響の可能性をなるべく小さくするための対策(リスク管理)を実施することが国際的にも基本的な考え方となっている。

リスク評価は科学者(わが国では内閣府の食品安全委員会)が、リスク管理は行政や事業者が中心となっていくが、消費者が安心を得るためには、消費者を含め多くの関係者が意見を出し合い、目標実現(リスクの低減)に向けて参加、協力し、最も適切な対応が図られるようにすることが必要。

このように関係者の理解と協力を進めるため、リスク評価やリスク管理の内容をはじめ、食品の安全に関する様々な情報や意見の交換を図る過程がリスクコミュニケーションであり、現在、わが国においては、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションが一体となって取り組む「リスク分析」の考え方を取り入れた対策が進められている。

2 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性

食品の安全を確保するためには、科学的な根拠に基づいた対策を実施することが必要であり、リスク評価はこうした科学的な対策の基礎として重要な役割を担っている。

一方、一般的に安全とされている水や塩であっても多量に摂取すれば健康に悪影響を及ぼすように、リスク管理により食品のリスクがゼロになるわけではない。

消費者は、絶対的な安全を求めより厳しい対応を要望し、事業者は費用対効果の計算を大きく越えた過剰な対応は困難であることから、リスク管理は、リスク評価に基づく科学的な要因、費用対効果という経済的要因、安心に向けた要望という心理的要因を考慮し、決定されることが必要。

関係者のあいだでリスクを受容する考え方の差を縮め、リスク管理が食品の安心へとつながっていくためには、消費者や事業者、行政など様々な関係者が、リスクに関する情報を共有しつつ、相互理解を深め、リスクの低減に向けてともに考えていくことが必要であり、その過程で意見や情報の交換である「リスクコミュニケーション」を行っていくことが重要。

こうしたリスクコミュニケーションを通じて、食品の安全確保対策に対する透明性が向上し、対策が関係者に受け入れられ効果的な取組が進められるとともに、消費者や事業者もそれぞれの役割に応じて主体的にリスクを低減していくことが可能。

リスクコミュニケーションは、関係者の理解と協力により食品のリスクを低減しやすい安全な社会を実現するうえで不可欠。

3 わが国におけるリスクコミュニケーションの現状

平成 14 年の B S E 発生を契機として、わが国では、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの 3 つ要素で構成されるリスク分析の考え方に基づく対策が進められている。

平成 15 年に、国では食品安全基本法を制定し、リスク評価を行う機関として食品安全委員会を設置

食品安全委員会では、農水省、厚労省と協働して、リスク評価の内容や新たな基準の設定等について、全国各地での説明会や意見交換会を開催

第2 自治体の役割

1 リスクコミュニケーションにおける自治体の役割

食品の安全確保における自治体の役割は、地域におけるリスク管理者として、国が行うリスク評価やそれを踏まえた法令等に基づく施策、あるいは地域の課題に対応した取組を進めること

具体的には、食品等の監視指導、調査研究を含めた情報の収集・分析、情報の提供、食品の安全確保のための人材育成などを推進

こうした地域に密着した具体的な取組について、関係者の理解と協力が得られるようリスクコミュニケーションを図っていくことが自治体の果たす役割

2 都が果たすべき役割

食品の大消費地としての地域特性に応じた安全確保の取組を、関係者と意見を交換しながらともに構築し、関係者との協力の下に進めるためのリスクコミュニケーションを進めることが必要。

そのために、次の4つの役割を果たすべき

(1) 正確な情報とその情報の持つ「意義」について提供する

- ・ 都民、事業者が食品の安全について正しく理解し、都民が安心して食品を選択できるよう、科学的に正確な情報と生活や事業に係わる疑問を解決する「情報の意義」を付加して分かりやすく提供する。
- ・ 食品に係わる事件や事故の発生など緊急時において、迅速にその情報と対応方法を周知し、被害の拡大防止を図る。

(2) 都の具体的な取組に対する理解を推進する

- ・ 都がリスク管理者として取り組む施策について、その内容や実施状況を公表し、施策に対する透明性を保ちつつ実施し、関係者の理解を進めていく。

(3) 都の施策へ関係者の意見反映を図る

- ・ 関係者と情報を共有し、意見を交換しながら、安全確保に向けて都が担うべき役割を明らかにして、具体的な施策へ反映させる

(4) 関係者の役割に応じた取組への参加を促進する

- ・ 都における食品の安全確保策について、関係者とともに考え、それぞれの役割を明らかにして、関係者の協力を得ながら効果的な対策を進める

第3 都におけるリスクコミュニケーションの現状と方向性

1 都におけるリスクコミュニケーションの取組の現状

都においては、平成2年に策定した「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」の中で、情報の共有を施策推進の方向の一つと位置づけ、審議会等を通じた都民意向の施策への反映、各種情報提供、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進策を推進。

平成15年には、食品の安全に関する情報を科学的に評価するとともに、都民・事業者へ分かりやすい情報提供の方法について検討するため、東京都食品安全情報評価委員会を設置し、リスクコミュニケーションを実施するうえでの情報を充実。

平成16年には、東京都食品安全条例を制定し、この中で「関係者の理解と協力に基づく安全確保」を基本理念の一つとして掲げ、都の責務として関係者との情報の共有化や意見の交換等の推進を規定。

こうした条例の規定を踏まえ、現在、「食の安全都民フォーラム」の開催やネット上で情報や意見の交換を行う「食品の安全ネットフォーラム」の開設など、従来からの取組に加え、新たな取組を推進。

2 都の地域特性

都は、自治体の中で最大の人口を抱え、全国最大の消費地であり、多種多様な食品が流通

食品とともに膨大な情報が集積

膨大な情報の中から、必要な情報を的確に捉え、正確かつ分かりやすく発信するとともに、様々な価値観、生活様式を持つ都民の声にきめ細かく応え、食品の安全確保に向けた理解と協力を進めることが必要

3 都におけるリスクコミュニケーションの方向性

都の現状の取組及び地域特性を踏まえ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを適切に進めるためには、次のような施策の方向性が必要。

(1) 関係各局の連携推進

- ・ これまでの都の取組は、生産段階、製造・流通段階、消費段階など各局の所管にあわせた段階ごとに実施
- ・ 今後、各局が連携し、リスクコミュニケーションの取組を総合的に推進することにより、生産から消費に至る総合的な取組の推進が必要

(2) 関係者との連携強化

- ・ 都は、自治体として従来から様々な取組を進めているが、リスクコミュニケーションは行政だけでなく、様々な主体によって進められることが必要
- ・ 都は、事業者や消費者が主体となって進める取組との連携を図り、都内において様々な機会に関係者との交流が図れる環境づくりが必要

(3) 理解を深める方法・技術の向上

情報提供、意見交換等を通じて、関係者の相互理解と協力を進めていけるよう、次のような取組が必要

ア 「役立つ情報」を迅速に、より広く分かりやすく発信すること

- ・ 食品の安全に関しては、専門家と消費者の間で考え方の相違がある。
- ・ 多種多様な考え方や生活様式がある中で、できる限り多くの関係者を対象に、食品の安全に関する正しい理解を得ることが必要。

- ・ このため、科学的に正しい情報を関係者の要望や疑問に即した内容で、速やかに広く提供することが必要。
- ・ 平常時の適切な情報提供等により、食品の安全に関する関係者の理解と信頼を得ることにより、緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めることが必要。

イ 「率直な意見交換」を進めること

- ・ 科学的知識、生活信条、年齢、健康状態などを背景に、多種多様な考え方を持つ人たちと率直に対話を進めることが必要。
- ・ このため、膨大な情報の中から常に正確な情報を把握するとともに、関係者と相互に疑問や意見を交換し、関係者の声にきめ細かく対応していくことが必要。

ウ 食品の安全確保について「ともに考えていく」こと

- ・ 都内に食品を供給している事業者を含め、関係者が都における食品の安全確保に向けて、それぞれができること話し合いながら、取組を進めていくことが重要。
- ・ このため、関係者と食品の安全確保について議論をより深く進めていくことが必要。

第4 都のリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方

1 生産から消費に至る各段階でのリスクコミュニケーションの推進にむけて

関係各局のホームページ上で提供している情報をリンクさせ、アクセスした都民が食品の安全に関する総合的な情報を入手できるよう連携

各局が設置している相談窓口について、一元的な案内をできるようにし、関係者が円滑に相談等を行えるよう連携

食育をはじめとする普及啓発、あるいは意見交換会などを都が実施するにあたっては、生産から消費に至る幅広い知識や情報が入手でき、意見交換が行えるよう関係各局が連携

2 様々な主体による取組との連携にむけて

事業者団体、消費者団体、区市町村が実施する意見交換会へ都から積極的に参加

関係者が主催する交流の場として、都が保有する施設の提供

中小事業者が消費者との交流事業を実施する場合のノウハウを提供するなど
技術的支援の実施

事業者が自らノウハウを蓄積するためのケーススタディの機会の提供

3 関係者の理解を深める方法・技術の向上にむけて

(1) 都民へ役立つ情報を「より広く、分かりやすく」発信するために

～ リスクコミュニケーションの第一歩 ～

ア 情報の整備

- ・ 情報提供をリスクコミュニケーションの第一歩として捉え、適切に進める
うえで必要とされる以下のような情報を収集・整理。
- ・ 情報収集は、可能な限り幅広く行い、その整理にあたっては、学術的な信
信頼性が検証できる体制を確保。

(ア) 法規等に関する情報

- ・ 国の法令データ、施策に関する情報
- ・ 都の条例等の情報
- ・ 都における食品安全確保の取組に関する情報

(イ) 食品のリスクに関する情報

- ・ 都における監視指導、検査結果のデータ
- ・ 事件、事故に関する情報
- ・ 国内外の研究機関からの情報
- ・ マスメディアによる情報

(ウ) その他

- ・ 国内外の食品のリスク低減施策の事例
- ・ 国内外のリスクコミュニケーションの事例 など

イ より広い情報の発信

- ・ インターネットによる情報については、都が行う情報提供のほかに、国
や他の団体が提供している情報へのリンクを行うとともに、リンク先の情

報内容について分かるような提供を行う。

- ・ インターネットによる情報提供のほかに、都の広報誌、報道機関への公表、パンフレットなど多面的な情報提供媒体を用意し、目的に応じた情報提供を図っていく。
- ・ 保健所をはじめ、都が設置している食品の安全に関する相談窓口を活用して広く関係者へ情報提供を行えるよう、これらの窓口について周知を図っていく。
- ・ 関係者が食品の安全について正しい理解を得られるよう、食品の安全に関する食育の推進を図る。また、子供から高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた情報提供（子供向けサイト等）の充実を図る。
- ・ 緊急時の情報提供については、報道機関への公表を行うとともに、東京都ホームページのトップページに情報を掲載し、関係者が容易に内容を確認できるよう配慮する。また、必要に応じて専用の電話相談窓口（ホットライン）を設置する。
- ・ 緊急時の情報提供が、被害の未然防止・拡大防止に活用できるよう、日頃から都の危機管理に際した対応方法等について情報提供を行っていくことが必要である。また、どのようなリスクが顕在化するか、日頃から点検し、迅速にQ & Aなどの情報が発信できるよう準備しておく。

ウ より分かりやすい情報の発信

- ・ 科学的に正確な情報とその情報の意義を付加して提供する。特に、科学的に専門性の高い内容や緊急時の対応については、Q & A方式など関係者が理解しやすい形式での情報提供を迅速に行う。
- ・ 科学的・専門的な内容を提供する際には、必要に応じて東京都食品安全情報評価委員会において情報提供の内容・方法等を検討し、活用する。
- ・ 法令の改正や都の施策に関するものなど情報量の多いものは、関係者が理解しやすいよう要約を作成し、速やかに提供する。また、必要に応じて、概要版、詳細版や根拠となるデータなど、多様な情報発信を行っていく。
- ・ 科学的に不確実な事項についても、分かりやすく伝える努力をしていく。また、新たな知見が得られた場合には、速やかに最新の知見に基づき情報を分析し、その結果を発信していく。

(2) より多くの関係者と「率直な意見交換」を進めるために

～ 双方向の意見・情報交流の推進 ～

ア 関係者の疑問・意見の把握

- ・ 関係者からの相談や問合せを関係者との意見交換の始期として捉え、活用するため、内容に応じた窓口を対外的に周知する。
- ・ 食品の安全に関する相談窓口が一元的に見られるようにホームページ等で紹介し、都民が必要とする情報の入手や相談が容易に行えるようにしていく
- ・ 寄せられた問合せ等の内容を整理し、よくある質問については、Q & A方式によりホームページにて周知していく(食品安全FAQの作成)とともに、必要に応じて関係者との意見交換のテーマとして活用する。
- ・ 提供した情報について、関係者の受け留め方を把握するため都民モニターの活用を図るとともに、ネットフォーラムなどにより関係者の意見や要望を集約し、関係者との意見・情報交換に活用する。

イ きめ細かい意見・情報交換の推進

(ア) 機会の充実による幅広い意見交換

- ・ 関係者の疑問や要望を踏まえ、都民フォーラムなどの場を活用し、幅広く意見・情報の交換を図る機会を充実
- ・ 地域型の意見交換の機会についても開催を配慮

(イ) 多様な方法による相互理解の推進

- ・ 意見交換や情報交換の方法について、バリエーションを持たせることにより、関係者の相互理解をより一層推進
- ・ 都民が食品工場など製造現場での実体験を踏まえ、事業者との意見交換をするなど体験型交流を通じて相互理解を推進
- ・ 様々な機会を捉えポスターセッションなどによる意見交換の実施

ウ 関係者による交流機会の場への参加促進

- ・ 都が開催する交流の場は、関係者が参加しやすい曜日や時間の設定に配慮
- ・ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの開催状況や主催者等の問

い合わせ先を出来るかぎり都が一元的に案内することで、関係者が参加しやすい環境を整備

(3) 食品の安全確保を「ともに考える」ために ～ 理解と協力に向けた取組 ～

ア 施策への関係者の意見反映

- ・ 都の施策へ関係者の意見反映を図るため、必要に応じて食品安全審議会による検討を行うとともに、検討の過程において広く関係者からの意見募集（パブリックコメント）等を行う。
- ・ 都の各保健所における食品衛生推進会議などを活用し、各地域での取組についてきめ細かく関係者との意見交換を進め、食品の安全確保に向けた取組に反映

イ 議論を深める工夫

- ・ テーマに応じて、意見交換を単発に開催するだけでなく、関係者による継続的な議論を実施
- ・ 過去の事件、事故への対応事例など、施策の検証や関係者の役割などについて議論を実施
- ・ 議論にあたっては、食品安全審議会など既存の組織を活用して、各方面から関係者の参加を図る

(4) 適切なリスクコミュニケーションを総合的に推進する機能の強化

情報提供、意見交換、合意形成などすべての段階において、リスクコミュニケーションを適切に実施するための機能の強化を図る

ア 企画調整・説明能力を持った人材の育成

- ・ 都がリスク管理者として適切にリスクコミュニケーションを進めるための企画調整や関係者への的確な説明ができる人材が必要。
- ・ 人材の育成にあたっては、研修プログラム（講義・実習内容）の作成とともに、計画的な研修を実施。

イ リスクコミュニケーションを総合的に推進する体制整備

- ・ 情報の収集・提供から施策に対する合意形成に至るまで総合的なリスクコミュニケーションを推進するための体制を確保することが必要。

ウ 都としての規範づくり

- ・ 情報発信の資料作成、関係者への説明、意見交換における進行などにあたっての規範（正確、率直、公平に情報や意見交換を進める上での留意事項）を策定し、リスクコミュニケーションを進める人材が活動しやすい環境を整備

第5 関係者の役割

1 事業者

事業者は、食品の生産、製造、流通及び販売に係る最も詳細かつ豊富な情報を有していることを認識し、正確な情報提供と説明責任を果たすことに努力

苦情対応など事後の説明から日常のリスクコミュニケーションへと取組の転換を図る努力

リスクコミュニケーションの機会を捉え積極的な参加を図るとともに、自ら交流の場を設ける努力

食品の正しい情報を提供しつづけるための組織、人材、手段の強化に努力

2 都民

自ら食品の安全に関する情報を収集するとともに、正しい知識に基づき合理的な食品選択を行う努力

意見交換の場へ積極的に参加し、意見を表明する努力

事業者など関係者との交流と通じて、日頃から信頼関係を築く努力

都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの 充実にに向けた考え方(中間の報告)案の概要

第1 リスコミの必要性

【食品の安全確保の現状】

リスク評価 リスク管理

水でも多量に摂れば悪影響
すべてのリスクを評価することはできない
リスクを許容する価値観は多様

不安・不信

リスクコミュニケーション

リスク評価・リスク管理のすべての局面で、
関係者相互の意見・情報の交流

情報の共有 相互理解
リスク低減に向けてともに考え、協力



リスクを低減しやすい安全な社会の実現する
うえでリスクコミュニケーションは不可欠

第2 自治体の役割

自治体は「現場の取組」と一体となった
リスコミを实践

都は、大消費地東京の食品安全確保に関し、
具体的な取組(各論)を取上げ、リスコミを推進

【都が果たすべき役割】

- 正確な情報とその情報の持つ「意義」について提供
都民、事業者の日常の「疑問」を解決する
- 都の具体的な取組に対する理解の推進
施策の透明性・信頼性を高める
- 都の施策へ関係者の意見反映
共に考え、具体的な対応策を進める
- 関係者の役割に応じた取組への参加促進
協力に基づき効果的に施策を推進する

第3 都におけるリスコミの現状と方向性

【取組の現状】

- H2年「基本方針」策定
→ 審議会を通じた施策への意見反映
- 各種情報提供、消費者・事業者の相互理解の促進
- H15「食品安全情報評価委員会」設置
→ 分かりやすい情報提供の方法・内容について検討
都民フォーラムの開催、ネットフォーラムの開設
意見交換に向けた新たな取組の実施

【都の地域特性】

- 全国の自治体の中で最大の人口
様々な生活様式、要望、価値観の存在
- 多種多様な食品の流通
膨大な情報の集積

【都におけるリスコミの方向性】

関係各局の連携推進

生産から消費に至る各段階での意見交換

関係者との連携強化

様々な主体による取組との連携

理解を深める方法・技術の向上

関係者の理解・協力に基づく安全確保

役立つ情報をより広く分かりやすく発信

1200万都民の要望に則した情報の提供

率直な意見交換の推進

多種多様な考え方を率直に交換
膨大な情報の中から正確な事実を率直に交換

食品の安全確保についてともに考える

都内へ食品を供給する事業者を含め、関係者が話し合い
ながら、取組を推進

第4 都のリスコミの充実にに向けた考え方

生産から消費に至る各段階でのリスコミの推進に向けて

- ・ 各局発信情報のリンクにより、総合的な情報提供
- ・ 相談窓口の一元的な案内
- ・ 食育等の普及啓発事業や意見交換会などにおける各局連携

様々な主体による取組との連携に向けて

- ・ 事業者団体、消費者団体、区市町村が実施する意見交換会への積極的な参加
- ・ 交流の場として都保有施設の提供
- ・ 事業者がリスコミを実施する際のノウハウやケーススタディできる機会の提供など技術的支援

関係者の理解を深める方法・技術の向上に向けて

都民へ役立つ情報を「より広く、分かりやすく」発信するために

- ・ 情報の整備 幅広い情報の収集と整理
- ・ より広い情報発信 多面的な情報媒体や相談窓口の活用
- ・ より分かりやすい情報発信 正確な情報とその意義を付加して提供

より多くの関係者と「率直な意見交換」を進めるために

- ・ 関係者の疑問、意見の把握
相談窓口、ネットフォーラム等の活用
- ・ きめ細かい意見・情報交換の推進
実体験型の意見交換やポスターセッションなど多様な方法での実施
- ・ 関係者の参加の促進
関係者が参加しやすい日時配慮、開催状況・主催者の一元的案内

食品の安全確保を「ともに考える」ために

- ・ 施策への関係者の意見反映
食品安全審議会や食品衛生推進会議などの活用
- ・ 議論を深める工夫
必要に応じて継続的な議論や過去の対応に関する検証を実施

適切なリスコミを総合的に推進する機能の強化

- ・ 企画調整、説明能力を持った人材育成
- ・ リスコミを総合的に推進する体制整備
- ・ 都が行うリスコミに関する規範づくり

詳細については、別紙参照

第5 関係者の役割

事業者

- ・ 生産、製造等に係る情報を最も多く有していることを認識し、説明責任を遂行
- ・ リスコミに積極的に参加するとともに、自らも意見交換等の場を設ける努力
- ・ 食品の正しい情報を提供しつづけるための組織、人材、手段の強化に努力

都民

- ・ 自ら食品の安全に関する情報を収集し、合理的な食品選択を行う努力
- ・ 意見交換の場への積極的な参加と意見の表明
- ・ 事業者等の関係者との交流を通じて、日常からの信頼関係の醸成

【中間の報告第4】 都のリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方の詳細

1 生産から消費に至る各段階でのリスコミの推進にむけて

- 関係各局の連携により総合的なリスコミの推進
- 各局が発信する情報のリンク等により、総合的な情報提供
- 各局が設置する相談窓口等の一元的な案内
- 食育をはじめ普及啓発事業や意見交換会などの連携

2 様々な主体による取組との連携にむけて

- 事業者、消費者、区市町村等のリスコミの取組との連携
- 各主体が実施する意見交換会への積極的な参加
- 意見交換、交流の場として都が保有する施設の提供
- 中小企業等がリスコミを実施する際のノウハウ提供など技術的支援
- 事業者がリスコミのノウハウを蓄積するためのケーススタディの提供

3 関係者の理解を深める方法・技術の向上にむけて

(1) 都民へ情報を「より広く、分かりやすく」発信するために

- 情報の整備**
 - 事件・事故、学術情報等、都に集積される情報を幅広く収集、整理
- より広い情報の発信**
 - インターネット、広報誌、報道発表など多面的な情報媒体の活用
 - 国や他団体が提供する情報へのリンクと内容の説明
 - 保健所をはじめ相談窓口の活用
 - 食育の推進や年齢層等に応じた情報提供の充実
 - 緊急時における報道発表、ホットラインの設置
(日頃から緊急対応方法に関する情報を発信)
- より分かりやすい情報の発信**
 - 科学的に正確な情報に「意義」を付加して提供
 - 専門性の高い内容などはQ & A方式による提供
 - 食品安全情報評価委員会を活用し、専門性の高いものを分かりやすく提供する方法等を検討
 - 専門的なもの、情報量の多いものは、Q&Aや要約の作成
 - 食品の安全に関する基本的な事項を簡単に調べられ、理解できるような資料の提供(一つの事項を一枚のカードで説明するような資料)
 - 科学的に不確実な事項も伝え、新たな知見が得られたときは、速やかに情報を見直し発信

すべての段階においてリスコミを適切に実施

(4) 適切なリスコミを総合的に推進する機能の強化

- 企画調整・説明能力を持った人材育成**
 - 研修プログラムの作成(講義、実習)と計画的な研修の実施
- リスコミを総合的に推進する体制整備**
 - 情報の収集・提供から施策に対する合意形成まで総合的なリスコミを推進する体制を確保
- 都のリスクコミュニケーションに係る規範づくり**
 - 情報発信の資料作成、関係者への説明、意見交換等にあたっての規範づくり

(2) より多くの関係者と「率直な意見交換」を進めるために

(1) 関係者の疑問・意見の把握

- 相談・問い合わせ内容の集約・整理
 - 保健所等の相談窓口の活用
 - 窓口を一元的に案内
 - 各窓口で相談の受付
- 情報の受け留め方の把握
 - 都民モニター、ネット・フォーラムなどの活用

寄せられた相談、意見、要望等の内容を集約・整理

よくある質問に対する回答(FAQ)の作成と発信

意見交換のテーマとして活用

(2) きめ細かい意見・情報交流の推進

- 機会の充実による意見交換の推進**
 - 都民フォーラムやネットフォーラムの活用・地域型の意見交換会の開催
 - 関係者がリスコミへ参加する機会の増加。
- 多様な方法による相互理解の推進**
 - 意見交換や情報交流の方法にバリエーションを持たせることによる理解への工夫。
 - 食品工場など製造現場の実体験を踏まえた意見交換の推進
 - ポスターセッションによる個別の意見交換

(3) 関係者による交流の場への参加促進

- 交流の場は、関係者が参加しやすい曜日・時間の設定に配慮
- 食の安全に関するリスコミの開催状況や問合せ先を一元的に案内

(3) 食品の安全確保を「ともに考える」ために

- 施策への関係者の意見反映**
 - 食品安全審議会による検討及び審議過程における関係者意見の募集
 - 食品衛生推進会議などにおいて地域での取組に関する検討
- 議論を深める工夫**
 - テーマに応じて、関係者による継続的な議論を実施
 - 過去の事件・事故への対応事例などについて議論を実施
 - 食品安全審議会など既存の組織を活用して、各方面から関係者の参加を図る